

・平成29年分から医療費控除の手続きが変わります。

税制改正により、平成29年分の確定申告から、医療費控除の申告手続きが、従来の領収書を添付から、医療費等の明細書を添付することになりました。

健康保険組合が発行する医療費のお知らせを医療費の明細書として使えるようになります。

ただし、医療費のお知らせには自費診療分や医療機関からの請求遅れ等の理由で医療費のお知らせに反映していない医療費もあります。

これらについては医療費控除の明細書を作成することになります。申告書に添付して下さい。

今回の改正に伴う注意点について以下のQ&Aをご覧ください。

Q 医療費のお知らせはいつ送られてくるのでしょうか？

A 平成29年分の医療費のお知らせについては、個別発行となり交付申請書をご提出いただくことで医療費のお知らせを発行いたします。

平成29年12月までの受診歴を医療費のお知らせに反映させる為、発行開始日は平成30年3月1日以降となります。ただし医療機関からの請求遅れ等の理由から交付時期により記載されないこともあります。

- ・ [医療費のお知らせ交付申請書 用紙](#)
- ・ [記入例](#)

Q 平成29年確定申告に間に合うのでしょうか？

A 医療費控除については5年間申告可能ですので確定申告の時期を過ぎても医療費控除の申告については問題ありません。

Q 実際に負担した額と医療費のお知らせの自己負担額とは同じですか？

A 医療費のお知らせでの「あなた又は国や自治体で支払った額」は、医療費総額に負担割合を乗じて算出しています。実際にご自身が負担された額と異なる場合（公費負担医療や自治体等からの医療助成、療養費、出産育児一時金、高額療養費がある場合など）があります。こうした場合には、記載の額から公費負担医療の額を差し引く等、ご自身で額を訂正して申告いただく必要があります。

Q 領収書は保管しなくてもよいのですか？

A 医療費控除に関しては、医療費のお知らせに記載がある分については保管の必要はありませんが、記載がない分の領収書は5年間の保管義務が必要です。また、医療費のお知らせを医療費控除に添付する際には原本が必要となります。

※ 詳しいことについては管轄の税務署にお尋ねください。

「医療費のお知らせ」交付申請書

被 保 険 者 証		事 業 所 名
記 号	番 号	
被 保 険 者 氏 名		
申 請 期 間		
平成29年 月～平成29年 月診療分迄の申請月に医療機関から 請求があった受診歴について		

上記について _____ のため必要なので交付願います。

提出先 _____

平成 年 月 日

東京都電機健康保険組合 殿

〒 _____

申請者の住 所 _____

(送付先) 氏 名 _____

印

T E L _____

※ 上記事項について確認した結果、相違ないので
発行いたしたい。

平成 年 月 日

受 付 日 付 印

課 長	係 長	係

見本

第

号

「医療費のお知らせ」交付申請書

被保険者証		事業所名
記号	番号	
306	1234	東京電機株式会社
被保険者氏名	電機 太郎	
申請期間		
平成29年1月～平成29年12月診療分迄の申請月に医療機関から請求があった受診歴について		

上記について 医療費控除 のため必要なので交付願います。

提出先 〇〇税務署

平成 30 年 3 月 1 日

東京都電機健康保険組合 殿

〒 123 - 0004

申請者の住所 東京都文京区湯島3-15-4

(送付先) 氏名 電機 太郎

TEL 03 - 3834 - 7215

必ず押印してください。

電機

印

※ 上記事項について確認した結果、相違ないので発行いたしたい。

平成 年 月 日

受付日付印

課長	係長	係